

**令和 6 年度農地等利用最適化推進に関する意見
及び県農業等施策並びに予算に関する要望書**

令和 5 年 10 月 18 日

一般社団法人 栃木県農業会議

令和6年度農地等利用最適化推進に関する意見 及び県農業等施策並びに予算に関する要望書

日頃、農業・農村の振興・発展に向けて格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の食料・農業・農村を取り巻く情勢は、農業就業者の減少と高齢化、農村人口の減少と耕作放棄地の増加、更には、長引くロシアのウクライナ侵攻と円安などの影響によって、肥料・飼料をはじめとした生産資材価格やエネルギー価格の高騰など、大変困難な状況にあります。

また、改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、各市町村は令和6年度末までに、それぞれの地域における農地利用の将来像を具体的に示す「地域計画」を作成することが法定義務化され、農業委員会は、その計画の素案作りを担うこととなりました。

こうした状況の中、県内各市町農業委員会をはじめ、地方農業振興協議会、県域の各農漁業団体等からの「令和6年度県農業等に関する施策並びに予算化要望」を取り纏めましたので、私ども栃木県農業会議の「農地等利用の最適化に向けた要望」等と合わせ、農業委員会法第53条第1項の規定に基づき提出いたします。

つきましては、農業者が意欲と希望を持って営農に取り組めると共に、農村社会が振興・発展されますよう格別のご配慮を賜りたく要望いたします。

令和5年10月18日

栃木県知事

福田富一 殿

栃木県議会議長

佐藤 良 殿

一般社団法人 栃木県農業会議
会長 國井正幸

目 次

I 令和6年度農地等利用最適化推進に関する意見

1. 一般社団法人 栃木県農業会議 1

II 令和6年度県農業等施策並びに予算に関する要望書

1. 農協農政対策栃木県本部 5

　　栃木県農業協同組合中央会

　　全国農業協同組合連合会栃木県本部

　　全国共済農業協同組合連合会栃木県本部

　　栃木県農業信用基金協会

　　公益社団法人 栃木県米麦改良協会

　　一般社団法人 とちぎ農産物マーケティング協会

　　農林中央金庫宇都宮支店

2. 栃木県農業共済組合 11

3. 栃木県土地改良事業団体連合会 13

4. 公益社団法人 栃木県畜産協会 15

5. 栃木県酪農協会 16

6. 栃木県漁業協同組合連合会 17

7. 栃木県農業者懇談会 19

8. 栃木県農業士会	21
9. 栃木県農業法人協会	22
10. 栃木県農村女性会議	23
1. 河宇地方農業振興協議会	24
2. 上都賀地方農業振興協議会	27
3. 芳賀地方農業振興協議会	29
4. 下都賀地方農業振興協議会	34
5. 塩谷地方農業振興協議会	37
6. 那須地方農業振興協議会	39
7. 南那須地方農業振興協議会	43
8. 安足地方農業振興協議会	46

I 令和6年度農地等利用最適化推進に関する意見

一般社団法人 栃木県農業会議

要 望 事 項

1 食料の安定供給の確保と食料安全保障の強化

世界の食糧事情が不安定化を増す中、食料安全保障の抜本的強化に向け、「食料・農業・農村基本法」の改正を見据えた不測時の体制整備など法制度の検討と必要予算の確保を国に働きかけられたい。

また、輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産・調達に向けた施策を早急に講じられるよう国に働きかけるとともに、県にあっても地産地消、適地適作の推奨など地域に根ざしたきめ細かな農政の展開に努められたい。

2 農業委員会制度の見直し

平成27年に農業委員会法が改正され、これまでの委員の公選制から市町村長による選任制に変更されるとともに、農業委員の大幅な定員削減と農地利用最適化推進委員が新設されるなど大きな改革が行われた。

この結果、僅か20～30人の組織に、農業委員と農地利用最適化推進委員という機能の異なる委員が存することとなった。農業委員は農地の権利移動などの法令業務を、農地利用最適化推進委員は農地の流動化など農地利用の最適化に向けた現場活動を行うこととしてきた。

しかし、実際には、農地転用等法令業務を執行するにあたり、農業委員だけでは人員が足りず現場確認等が十分出来ず、農地利用最適化推進委員に判断を求めなければ審議に支障をきたす状況にある一方、農地利用最適化推進委員だけではこれまた現場活動に手が回らないため、農業委員も従来どおり現場活動を実施している。

このように両委員の活動内容には大差がなく、農業委員会としては、両委員を設置し運用することが負担となっており、機動性、一体性をもって活動するためには両委員の一本化が望ましいとする意見が全国の4割を超える委員会から寄せられている。

県にあっても、両委員の一体化に向けた農業委員会法の改正を国に働きかけられたい。

3 優良農地の確保と農地の適正・有効利用

優良農地の確保は農業生産の基盤であり、確保すべき農地の目標面積を定めるよう国に働きかけるとともに、県にあっても農地の適正利用等について現場監視活動を強化されたい。

特に、営農型太陽光発電事業においては、パネル下部の農地で生産がされていない事例や生産されていても著しく収量が低下している事例、育成の不調を理由とした作物の変更など多くの問題が発生している。

下部農地における不適切利用の排除と未然防止の観点から、施設設置にあたっては収支計画書並びに実績報告書の提出を義務付けるとともに、地域での話し合いや合意の取り付け、更には市町村の関与を条件とするよう国に働きかけられたい。

また、不作等を理由とした作物変更の判断基準や許可取り消し該当案件の基準を明確化するとともに、地域で栽培実績のない作物は事前の実証栽培を義務付けるなど法整備を図られるよう国に働きかけられたい。

4 活力ある地域振興対策

担い手への農地集積などにより、規模拡大等構造改革は進んだものの、高齢化等による離農者の増加、新規就農者の減少等により農業の生産基盤は弱体化の方向にある。

このため、これまでの農業振興地域にあっても農地の集積・集約化による大規模、高生産性農業を目指す地域、半農半Xなど多様な担い手による多様な農業を展開する地域等に地域区分を明確化し、地域の実情に即したきめ細かな地域政策を講じるよう国に働きかけられたい。

また、中山間地域など農業生産条件が不利な地域では、他地域に比べ高齢化の一層の進行と定住人口の減少、遊休農地の増加と鳥獣被害の多発化等、より多くの問題が発生している。

国にあっては、地域振興法を制定するなど各種施策を講じているが、農業生産条件の不利を補正するために講じられている「中山間地域等直接支払制度」の運用に当たっては、制度制定の趣旨に立ち返り、地域9法の対象地域に限定することなく、より多くの条件不利地域が対象となるよう国に働きかけるとともに、県にあっては「知事特認」の制度を更に活用の上、条件不利地域農業の振興に努められたい。

なお、鳥獣被害の多発化、広域化に伴い、市町を超えた広域対応を図るとともに、人材の育成、予算の確保に万全を期されたい。

5 農業委員会ネットワーク機能の強化と「地域計画」の策定に向けた支援体制の強化

農業委員、農地利用最適化推進委員の任期は一期3年であるが、本年度は統一改選期にあたり、19の市町で両委員の改選が実施され、ほぼ半数の委員が交代となった。

農業委員会の業務執行にあたり、その事務処理等を担う事務局体制は、人員不足に加え専任職員の不在など多くの課題を抱えている。

改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、各市町村は令和6年度末までに、それぞれの地域における農地利用の将来像を具体的に示す「地域計画」を作成することが法定義務化され、農業委員会は、その計画の素案作りを担うこととなった。

新しい委員を迎える、農地所有者や実際に農業を行う者の意向等を踏まえ、素案を作成するには多大な労力を伴うことが予想され、現に多くの農業委員会から人員不足等が指摘され、三分の一を超える農業委員会ではアウトソーシングも検討されている模様である。

従って、県にあっては、各市町が適切に「地域計画」が作成できるよう支援を強化するとともに、その基礎となる「素案作り」を担う農業委員会が十分にその任務が果たせるよう機構集積支援事業等関連予算の確保に万全を期すよう国に働きかけられたい。

併せて、農業委員会相互の連絡調整、農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局職員等の資質向上に向けた研修の実施、優良活動事例の紹介などによる農業委員会活動

の活性化、更には、法令業務に対する相談に応じるなどその活動の支援に努めている都道府県農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人栃木県農業会議）の事務局体制の強化に向けた支援も図られたい。

特に、農業会議の事業予算に占める人件費比率は7割を超しており、人事院勧告等昨今の給与情勢に応じた適切な予算措置を講じられたい。

II 令和6年度県農業等施策並びに予算に関する要望書

1. 農協農政対策栃木県本部

項目	要請の内容
<u>1. 食料安全保障の強化に向けた対策の強化</u> <u>(1) 食料安全保障の強化に向けた基本政策の確立・予算確保</u>	<p>「食料・農業・農村基本法」の改正を見据え、食料安定供給に不可欠な人・農地・生産資材等の安定確保や、新技術の普及による生産基盤の拡大・生産性向上等に向けた施策の具体化をすすめ、食料安全保障の強化と食料自給率・自給力の着実な向上に必要となる基本政策を確立するとともに、「食料安全保障予算」をはじめ農林水産関係予算の確保について国に働きかけられたい。</p> <p>特に、輸入依存が大きい農産物（小麦・大豆・飼料作物など）および輸入代替が期待できる農産物（米粉など）の増産のほか、食料の安定供給の観点から主食である米は現行の備蓄水準の堅持について国に働きかけられたい。</p>
<u>(2) 適正な価格形成の実現</u>	<p>再生産に配慮した適正な価格形成の実現に向け、生産・流通コストの変動等も含め、各品目の取引実態・課題等を踏まえた検証をすすめ、法制化を見据え早急に具体化することや、実効性ある仕組みの構築に向け生産から消費まで関係者の理解醸成の推進について、施策の具体化を図るよう国に働きかけられたい。</p>
<u>(3) 国民理解の醸成に向けた施策の実施</u>	<p>食料安全保障の重要性や、農業・農村の持つ多面的機能等を発信していくなど、国民理解の醸成に向けた取り組みを展開・強化するとともに、国産農畜産物の選択など消費者・事業者の行動変容の促進に向けた対策の実施について、施策の具体化を図るよう国に働きかけられたい。</p> <p>また、県においては、学校における食農教育の充実のほか、県産米・食用大麦を使用した米飯給食の拡大、輸入小麦粉から国産米粉を使用したパンへの置き換えなど、学校給食や地方公共団体などの公共調達では地元産・国産農畜産物を積極的に利用するよう推進されたい。</p>

<p>2. 生産資材高騰対策</p> <p>(1) 肥料、飼料、燃油の価格高騰対策</p>	<p>これまでも肥料・飼料・燃料に係る価格高騰対策を措置いただいているところではあるが、農業者の経営は非常に厳しく、今後も影響が長引くことが予想される。燃料のみならず、生産資材価格の変動の影響を緩和する恒久的な仕組みについて、事務負担の軽減に配慮しつつ構築するよう国に働きかけられたい。</p>
	<p>飼料については、水田を活用した耕畜連携の推進等により自給飼料生産の省力化・単収向上に取り組むとともに、配合飼料および粗飼料購入に対する支援を継続・拡充されたい。</p> <p>燃料については、県の「燃油価格高騰対応省エネ支援事業」の拡充を図るとともに、燃料の価格高騰の影響は施設園芸農家以外の生産者にも生じていることから、農業機械や乾燥機、揚水ポンプにかかる燃料・電気代等の高騰分についても支援策を講じられたい。併せて、国の「燃油価格激変緩和対策事業」を維持するよう国に働きかけられたい。</p>
<p>(2) 生産資材・出荷資材等の価格高騰対策</p>	<p>肥料、飼料、燃料のみならず、農薬、農業ハウス用の鉄骨・パイプ・ビニール・マルチなどの生産資材や、包装パック・フィルム・段ボールなどの出荷資材についても価格が高騰しており、今後輸送費の上昇なども予測される。</p> <p>これらについては、国の対策で措置されていないことから、こうした生産資材・出荷資材に係る支援策を講じられたい。</p>
<p>(3) 物流 2024 年問題への対応</p>	<p>物流の 2024 年問題への対応が待ったなしの状況のなか、農産物の共同配送拠点の整備、品質保持対策、パレットの標準化、トラック予約システム等の導入等を促進するための支援やモーダルシフトの促進など、産地へのコスト負担が過度に集中しないよう抜本的な支援策について国に働きかけるとともに、県においても支援策を検討されたい。</p>
<p>3. 担い手育成・支援対策</p> <p>(1) 新規就農者・担い手への支援体制の構築</p>	<p>新規就農者を確保・育成するためには、就農希望者の募集、研修、就農・定着支援などを県、農業振興公社、農業会議、市町等と JA グループが一体となって取り組んでいくことが重要であることから、県域のワンストップ相談窓口の設置および支援体制を構築されたい。</p> <p>併せて意欲ある担い手が農業経営を改善・発展できるよう、経営診断等に基づき、法人化・6 次化支援、事業承継などを一</p>

	貫して支援できる体制の構築を図られたい。
<u>(2) 地域計画策定に向けた支援強化</u>	<p>担い手の高齢化と減少が深刻化するなか、特に耕種農業については新規就農者が少なく、農地の出し手も増える一方で、経営体によっては農地の引受け可能な面積も既に限界に近づいており、今後県内で耕作放棄地が拡大することが懸念される。</p> <p>現在、市町では、人・農地プランに基づく「地域計画」の策定を進めているところであるが、地域農業者も十分に内容を周知しておらず、計画策定が難航することが予想される。については、地域の関係者が一体となり、話し合い等によって計画が策定されるよう市町への働きかけおよび支援を強化されたい。</p>
<u>(3) 集落営農組織に対する支援</u>	<p>集落営農組織は地域の担い手として役割を担っているが、構成員の高齢化に伴い解散する組織も現れるなど、今後の組織運営が危ぶまれる状況にある。県も「とちぎ広域営農システム」として、組織化等に対する支援策を打ち出していることから、JAグループとも連携し組織の立て直しや法人化、組織の広域化・連携等に対する支援強化に取り組まれたい。また、そうした組織に対し、設備や資材購入等に係る支援措置を継続・拡充されたい。</p>
<u>4. 需要に応じた米生産対策</u>	
<u>(1) 消費拡大対策</u>	<p>栃木県産米の需要は業務用を中心に回復傾向にあり、米の在庫は昨年よりも改善しているものの依然として高い水準にある。</p> <p>よって、米の消費拡大対策について国に働きかけるとともに、県においても県民に対する「栃木県民ごはんの日」の周知や消費拡大対策について継続されたい。</p>
<u>(2) 需要に応じた米生産</u>	<p>5年産米についてJAグループをあげて主食用米からの作付転換に取り組んできたところであるが、6年産米についても引き続き作付転換を図っていく必要があると思慮される。</p> <p>については、協力を得られていない商系業者や独自販売を行う生産者に対して、行政の立場から需要に応じた生産に取り組むよう指導・働きかけられたい。</p>
<u>(3) 産地交付金等の拡充・恒久化</u>	<p>5年産米について、非主食用米生産に対する支援として産地交付金による助成に加え、国の作付転換拡大緊急対策支援事業</p>

	<p>による措置を講じていただいたところである。</p> <p>6年産米についても作付誘導を図るため、助成措置の継続・拡充を図るとともに、新規需要米や戦略作物等への交付金について、恒久的に財政確保するよう国に働きかけられたい。</p>
<u>(4) 経営所得安定対策の拡充</u>	<p>海外に依存している穀物等を国産に転換し、食料自給率の向上を図っていく必要がある。国産需要が旺盛な麦・大豆等について、産地が積極的に作付けできるよう直接支払交付金（グタ対策）の拡充や認定農業者等の受給要件を撤廃するとともに、対象品目に飼料作物を追加するよう国に働きかけられたい。</p> <p>また、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）については、セーフティネットとして機能するよう再生産可能な価格に基づく算定方法や、作付参考値に取り組む生産者のみを対象とすることなど、制度の見直しについて国に働きかけられたい。</p>
<u>(5) 畑地化促進事業の継続</u>	<p>輸入穀物の増産および畑作物の本作化に取り組む農業者に対して十分な支援を行うため、畑地化促進事業の支援単価を堅持するとともに、必要な予算を確保するよう国に働きかけられたい。</p>
<u>(6) 飼料用米多収品種への対応</u>	<p>多収品種による生産が円滑に行われるよう、特認品種の拡大や種子の確保、栽培技術の確立、展示圃設置などに対する支援を講じられたい。</p> <p>また、県独自の品種開発および原種の供給体制を早急に整備されたい。</p>
<u>(7) 米関連施設への支援</u>	<p>県産米や麦の安定的な集荷・調製・保管・流通を担保するため、共同乾燥施設の設置・再編、もみ殻処理にかかる施設の新設等の支援を継続・拡充されたい。</p> <p>また、強い農業づくり総合支援事業については施設の合理化等が要件となっており、施設集約が進んだ地域では活用が難しいため、要件緩和を国に働きかけられたい。</p>
<u>5. 畜産・酪農振興対策</u>	
<u>(1) 家畜伝染病対策の強化</u>	<p>豚熱や鳥インフルエンザの発生が続いている、飼養衛生管理基準の遵守に加え豚熱ワクチン接種など、農場における防疫体制の強化が極めて重要となっている。飼養衛生管理基準の遵守指導を徹底するとともに、必要となる施設、機械の導入支援を</p>

	<p>継続されたい。また、本県でまん延が懸念される家畜全般の重要な疾病についても、ワクチン接種費用等への助成措置を講じられたい。</p>
<u>(2) 「とちぎ和牛」の産地維持</u>	
<u>①肉用牛経営に対する助成措置の拡充</u>	優良な繁殖雌牛を積極的に導入し出荷頭数の増頭を図るために、繁殖農家に対する雌牛導入支援を継続されたい。
<u>②E B L（牛伝染性リンパ腫）に対する支援</u>	県内和牛繁殖農家においてE B L陽性牛の淘汰更新は依然低位であり、将来に向けた生産基盤の強化や栃木県産和牛に対する購買者の評価向上のために、伝染病対策が急務である。E B L清浄化に向けた対策を推進するため、繁殖農家に対するE B L陰性雌牛導入にかかる支援策を講じられたい。
<u>6. 園芸生産振興対策</u>	
<u>(1) 「とちあいか」のブランド力強化</u>	とちあいかは、昨年産に続き収量・販売単価とも好調であり市場の評価も高かった。生産者の所得向上に向け、とちあいかの国内外における販路開拓や、流通関係者・消費者等へP R、情報発信等を行うため販売促進に係る支援を拡充されたい。
<u>(2) いちごの生産振興・競争力拡大</u>	<p>① 本県産いちごの競争力強化に向けて、年内需要に安定して対応できる增收技術モデル（クラウン冷却装置・炭酸ガス施用装置・I C T技術等）を普及するため、施設・設備に対する助成措置を継続されたい。</p> <p>特に、新品種「とちあいか」については、生産者の所得向上が期待できることから、生産拡大や輸出拡大も見据えた産地育成に対する重点的な支援を講じられたい。</p> <p>② いちご原苗について、健全な原苗育成や親株となる苗の供給ならびに新品種増殖技術等の調査研究のため、引き続き助成措置を講じられたい。</p> <p>また、健全苗の供給に向け、炭酸ガスハダニ防除システムや育苗ハウスの機能向上、ならびに炭疽病検査資材や無病苗の品質向上に必要な機材導入について、助成の継続と拡充をされたい。加えて、苗の流出防止対策など管理体制の強化を図られたい。</p>
<u>(3) 加工・業務用野菜の生産振興</u>	園芸大国とちぎづくりの一環として土地利用型園芸品目、特に加工・業務用野菜のニーズに対応した生産振興を図るため、

県として推進品目を推奨するとともに、加工施設を有する企業誘致や連携等による販路拡大、作付に必要な農業機械・生産資材等に対する助成措置を拡充されたい。

2. 栃木県農業共済組合

項目	要請の内容
I 農業施策等に関する建議・要望 1. 家畜共済事業の共済掛金等補助について	<p>農業共済組合は、畜産農家個々が必要とする保険内容を提案し、経営の一助となるべく加入を推進しておりますが、令和3年以降、畜産経営コストに高い割合を占める飼料費の高騰等により、生産コストが増加し所得が減少するなど、畜産農家の経営は厳しい状況に直面しております。さらに、令和5年度より多くの畜産農家の家畜共済掛金が上昇することとなり、その経営に影響を与えることが懸念されております。</p> <p>このような中で、家畜共済加入者の共済掛金等の負担軽減を図るため、農林水産省経営局長通知のとおり、共済掛金等への補助の実施について御検討いただき、家畜共済の加入継続を通じて、地域の畜産経営の安定と畜産業の振興をお図りいただきますようお願いいたします。</p>
2. 農業保険加入促進について	<p>近年、頻発する自然災害に加え、ロシアによるウクライナ侵攻やロジスティック障害等諸情勢の不確定化によって農業生産資材が急騰する等、新たな農業経営リスクも併発しており、農業経営環境は厳しさを増している中、生産者自ら農業保険（農業共済制度及び農業経営収入保険制度）に加入することは、農業経営の安定を図るうえでの重要な対策となっています。</p> <p>農業共済組合では、農業経営の基幹的セーフティネットとして、地域特性や生産品目に応じた農業保険の加入推進を行っていますが、生産費の高騰を理由に保険加入を見合わせる農業者が増加傾向にあります。</p> <p>このようなことから、県農政の立場からも農業者自身の備えとして、農業保険の加入推奨を進めていただくとともに、農業者が農業保険に加入しやすくなるよう、農家負担金の一部補助等の施策を講じてくださいますようお願いいたします。</p>

3. 農業所得確定申告における青色申告の推奨について

全ての農産物を対象とした農業経営収入保険は、自然災害による収穫量の減少やコロナウイルス感染症による販売収入の減少等、幅広い経営リスクを補填し農業経営安定に寄与しています。ただし加入要件は青色申告実施者に限定されるため、現在県内の販売農家約33,000件のうち青色申告実施者が約10,000件程度と、約1/3しか加入資格がない状態となっています。

農業者自身の備えとして農業版BCP（事業継続計画）の普及推進を図りつつ、収入保険への積極的加入推進を進めていくためにも、青色申告実施者に対する加入推進と併せて、白色申告実施者に対する青色申告への移行を推奨していただきますようお願ひいたします。

3. 栃木県土地改良事業団体連合会

項 目	要 請 の 内 容
1 農業農村整備事業の積極的な推進と予算確保について	<p>本県の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足、農地・農業用施設の管理、営農の継続が困難になるなど、様々な問題に直面しております。また、世界人口の増加や気候変動、更にはロシアのウクライナ侵攻により、食料安全保障の強化が喫緊かつ重要な課題であります。</p> <p>こうした中、「とちぎ農業未来創生プラン」に基づき、担い手への農地集積・集約化や農地の大区画化、ＩＣＴを活用した省力化技術を取り入れた基盤整備を推進し、生産性・収益性を高める取り組みが重要とされています。</p> <p>また、農村地域の防災・減災対策等の国土強靭化に加え、経年劣化による機能の低下や老朽化した農業水利施設等の計画的な保全管理が求められています。</p> <p>このため、農業の成長産業化を支える農業農村整備事業の積極的な推進と予算の確保を要請します。</p> <p>(1) 次世代型農業の実現に向けた基盤整備の推進及び耕作放棄地の防止対策強化と予算確保について</p> <p>(2) ため池を含む農業水利施設の長寿命化、豪雨・耐震化対策や洪水被害防止対策等、国土強靭化を図るための計画的な保全管理と予算確保について</p>

2 土地改良区等の体制強化のための支援について	<p>将来にわたり食料を安定供給し、農地や水路、ため池などの地域資源を當々と守り育て、県土の保全など重要な役割を担うためには、主軸となる土地改良区の更なる組織・運営基盤の強化と人材の育成が急務となっています。</p> <p>また、複式簿記会計定着後の施設管理や財産管理、更新整備計画等の適切な対応が必要です。</p> <p>つきましては、施設更新計画を含めた複式簿記会計に関する指導、燃料価格や農事用電力料の高騰への対応など、土地改良区等の実状に即した運営基盤の強化に係る支援をお願いいたします。併せて、技術者不足も踏まえた組織体制の強化に向け、本会が有する技術、経験などを十分発揮できる体制づくりにご配慮をお願いいたします。</p>
3 多面的機能支払制度の積極的な支援について	<p>農業者の減少や高齢化が進む中、農業・農村の多面的機能を発揮していくためには、農地や農業用水等の資源を良好な状態で守り、次世代に継承していく必要があります。</p> <p>つきましては、「とちぎ広域営農システム」の構築を支える多面的機能支払制度の更なる推進と予算の確保をお願いいたします。</p>
4 畑地化促進による地域への配慮について	<p>本県の農業は、「とちぎ農業未来創生プラン」に掲げられた「園芸大国とちぎづくり」の推進や、農業競争力強化のための高収益作物への転換等により、農業の成長産業化に向けて着実に前進しています。また、国では食料安全保障における食料の安定供給体制の構築に向けた取組を強化しております。</p> <p>一方で、水田の畠地化により、農地の集積・集約化及び地域の利水や治水への支障、土地改良区運営等への懸念も生じております。</p> <p>つきましては、水田活用の直接支払交付金や畠地化促進事業の運用に当たっては、地域の実状を十分配慮するようお願いいたします。</p>

4. 公益社団法人 栃木県畜産協会

項目	要請の内容
1 飼料資材等価格高騰に対する支援の継続について	<p>畜産を取り巻く環境は、飼料、資材の価格高騰が継続し、大変厳しいものとなっている。</p> <p>こうした状況の中、県においては、令和4年度、令和5年度における飼料の価格高騰対策関連の予算を措置いただいたところではあるが、国際情勢は先行きが見えない状況であり、その影響の長期化も懸念されている。</p> <p>ついては、本県の畜産経営にとって大きな不安を抱える事態であることから、畜産経営を安定して継続できるよう、引き続きの支援を図られたい。</p>
2 県産畜産物の消費拡大について	社会情勢等により不安定となった需要の回復を図るために、県民に対して牛乳・乳製品、食肉、鶏卵など県産畜産物の消費拡大と生乳や鶏卵などの生産状況に対する理解醸成を図られたい。
3 畜産環境対策について	家畜排せつ物法の施行に伴い、糞尿処理施設機械等の整備後20年以上が経過し、施設や機械の更新及び補修時期にきている。このため機械設備の機能高度化のための支援対策や、堆肥の地域内利用の推進に関する事業の拡充を願いたい。
4 越境性動物疾病(アフリカ豚熱等)の水際対策の強化について	<p>家畜伝染病予防法の改正後、海外悪性伝染病の国内防疫の徹底のため、海外からの違法な畜産物の持込みについて罰則が強化されるとともに、地方の空港やクルーズ船等が寄港する港においても、検疫探知犬を配置するなど、違法畜産物の持込みについて対応が厳格化された。</p> <p>海外悪性伝染病については、人・物を介した侵入が懸念されることから、法律を厳格に適用するとともに、水際対策の徹底を図るよう国に強く働きかけられたい。</p>

5. 栃木県酪農協会

項 目	要 請 の 内 容
1. 酪農経営の安定化	(1) 県内酪農家の出荷戸数は、本年7月時点508戸で毎年減少傾向を辿っており、飼料価格高騰等が続くなかでは、更に廃業の加速化が心配されるところである。よって、酪農経営が安定して継続できるよう、所得の安定に向けご支援願いたい。
2. 担い手対策	(1) 新規就農者をはじめ酪農従事者の人材確保に向け努力しており、行政と連携し令和2年度から栃木県酪農担い手確保推進協議会が事業開始され、引き続き人材確保と育成に向け協力をお願いしたい。また、栃木県酪農経営ゼミナールを通しての育成及び、新規参入者への支援も併せてお願いしたい。 (2) 担い手となる酪農家に、農地の集積・集約化と遊休農地の有効活用ができるよう、行政が主導となって進めていただきたい。
3. 酪農ヘルパー事業	(1) 栃木県の酪農ヘルパー事業が円滑且つ効率的に運営できるよう、引き続き協力をお願いしたい。 (2) 酪農ヘルパー要員の確保・定着が図れる様な支援を継続されたい。
4. 生産対策	(1) 優良後継牛の確保には、遺伝情報を活用しながら牛群整備をしていく必要があり、改良面の更なる向上を図るためにも、畜産酪農研究センターにおいて、引き続きゲノミック評価の利用について調査・研究を進めていただきたい。 (2) 自給飼料増産には、農作業受委託組織が必要不可欠であり、コントラクター活動の推進に向け支援を継続されたい。 (3) 耕畜連携の円滑な推進を進めて頂くとともに、水田利活用直接支払交付金の長期継続を国に働きかけていただきたい。併せて、飼料価格高騰に耐えうる、安定した畜産物の収入が得られる様な支援を国に働きかけていただきたい。
5. 畜産環境対策	(1) 家畜排せつ物法の施行に伴い、糞尿処理施設機械等の整備後20年以上が経過し、施設や機械の更新及び補修時期にきていている。再整備のための支援対策と、堆肥の地域内利用に関する支援を願いたい。

6. 栃木県漁業協同組合連合会

項目	要望の内容
漁業振興対策	<p>1. 県農業等施策に関する要望 【物価高騰下における内水面漁業振興】 内水面漁業は、県内外の多くの釣り人による地域経済の活性化、県民への良好な余暇の提供、子供たちの情操教育、環境保全等の公益的機能の発揮、アユ、プレミアムヤシオマス等特産品供給等、経済面のみならず県のイメージアップにも貢献してきました。 しかし、近年、毎年のように発生する豪雨による漁場環境の悪化、カワウ・外来魚やアユ冷水病による漁業被害の増加、組合員の高齢化やレジャーの多様化による遊漁者減少、生産コスト増大による放流用種苗価格の高騰等、河川湖沼の釣り場を管理する漁業協同組合（以下「漁協」）は存続さえも危ぶまれる厳しい状況に置かれています。 とりわけ、電気料金、燃油価格、配合飼料価格の高騰による生産コスト増大は当連合会のアユ種苗生産事業や、養殖生産者の経営を大きく圧迫するとともに、漁協による河川放流量の減少を招いており内水面漁業全体の衰退にも繋がることが懸念されます。 ついては、<u>生産コスト高騰に対する支援策の継続と拡充を図るとともに、電気料金や燃油価格、配合飼料価格抑制や養殖用配合飼料価格安定対策事業における国補填割合増大等の支援策拡充に向けた積極的な施策展開を国に促すことを要望します。</u> また、これからも、豊かな自然に恵まれたとちぎの河川・湖沼に県内外の多くの釣り人においていただき地域が活性化できますよう、そして、漁協や養殖生産者が経営を継続していくよう、以下の事項について県の強力なご支援、ご指導に加え、県独自の施策展開を強く要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 賑わいのある漁場の回復 2 水産資源が豊富な漁場づくり 3 水域生態系保全に向けた取り組み 1～3の実現のため、別紙のとおり河川工事における環境保全の取り組みを強化されるよう要望します。 4 養殖魚のブランド力向上 5 漁協等の経営基盤強化 <p><u>県内アユ種苗供給の主体であり本県内水面漁業の中核団体でもある県漁連の経営は、会員漁協や養殖生産者の状況に大きく左右されるとともに、アユ種苗供給事業については他県の公的機関との競合により厳しい状況にあり、コロナの影響も強く受けています。県漁連の経営安定化のためのご拡充、ご指導の拡充も併せて強く要望します。</u></p>

2. 予算に関する要望

(1) 水産関係試験研究態勢の拡充について

不振が続く県内漁場の活性化及びアユ・マス類養殖漁業の発展に向けて、不可欠な水産試験場の体制拡充及び年々削減される研究予算の拡充を要望します。令和5年度予算における試験研究予算は総額12,624千円で、一般財源は2,424千円に過ぎず、令和6年度はさらに減額される見込みです。

このままでは必要な研究や検査が継続できないことが強く危惧され、本県内水面漁業の衰退につながるばかりでなく、豊かな自然環境の保全、情操教育や県民の憩いの場の提供が困難になることが懸念されます。

県のイメージアップのためにも(2)と併せ、研究予算の増額(総額18,000千円、一財10,000千円)及び研究体制の拡充を強く要望します。

(2) 水産資源の増殖について

水産資源の増殖は漁業協同組合の義務とされていますが、地域の観光資源、集客のためのツールとして有用であること、内水面漁業の有する教育、環境保全機能等、漁業以外への貢献が大きいことから、県による増殖事業のための予算確保を要望します。

7. 栃木県農業者懇談会

項 目	要 請 の 内 容
1. 農地等利用最適化推進に関する意見 (1) 農地の賃貸借に関すること	<p>地域の水路や農道を管理しているのは地域の農業者であり、農業者は生産だけでなく農地の維持や地域行政をも担っている。</p> <p>最近、地域外の耕作者が賃借する農地で、除草等の管理が行き届かず、荒れた水田となっている例を散見する。受託面積の増加に伴い、普段生活していない地域の農地管理が疎かになっているものと推察できる。</p> <p>このため、農地の賃貸借には、地域内の借り手を優先するようなルールを設けるべきである。地域内からその地域を耕作する農業者がいなくなることは、地域行政の衰退につながる。</p>
(2) 未整備や狭隘圃場の遊休農地化の防止	<p>耕作機械が大型化する中、小区画圃場においては機械の能力が発揮されないばかりか、未整備地区では圃場に侵入さえできないケースもある。</p> <p>こうした状況は、農地の流動化を阻害し、耕作放棄地の拡大を助長している。</p> <p>そこで、「地域計画」の策定と並行して、小区画圃場の再整備や未整備地区の解消など、農地の有効活用に向けて、20~30年先の長期的視野に立った圃場整備計画の立案を地域と共に進めるよう要望する。</p>
(3) 遊休農地の解消に関すること	<p>遊休農地の再生は、重機を使った伐根・整地、土壤改良などを行う必要があり、耕作を受託する農家の重い負担が遊休農地解消のネックとなっている。</p> <p>このため、遊休農地の再生に取り組む農業者に対しては、再生作業を全額補助金で賄える支援を要望する。</p>
(4) 団地化の推進	<p>品目ごとの生産団地を形成することは、作業性の向上だけでなく、技術の継承や仲間との交流による新規就農者の確保・育成の観点からも、重要性が高まっている。</p> <p>このため、団地化を計画的に進める土地改良事業の推進や農地中間管理機構による団地化の支援施策の創設を要望する。</p>
2. 県農業施策に関する要望 (1) 生産物価格の適正化に関すること	<p>生産資材高騰の折、農業は他産業と異なり、生産費に応じた価格設定ができない状況が問題となっている。</p> <p>このため、生産費を適正に価格へ転嫁できるような仕組みづくりを要望する。併せて、収入保険制度などのセーフティーネットについても、これに連動した制度の見直しを要望する。</p>

項 目	要 請 の 内 容
(2) 新規就農者の確保に関すること	<p>最近の新規就農者の傾向は、「自営就農」がほぼ横ばいなのに対し、「雇用就農者」が年々増加し約4割を占めるに至っている。また、自営就農ではその約8割が農家後継者である。</p> <p>こうした現状から、新規就農者の支援に当たっては、雇用就農者と農家後継者のそれぞれに適切な施策を講じることが効果的であるので、以下、要望する。</p> <p>＜雇用就農者への支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者等の使用者側が雇用についての知識を習得する場の創設 ・ 雇用就農を希望する者（参入意向者含む）へのPRと支援の充実 <p>＜農家後継者への支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親元就農、同一品目で就農した担い手に対する支援（経営発展支援事業）の一層の充実
(3) 地域農業を支える経営体への支援	<p>農業振興のためには、経営の大規模化や企業参入も重要だが、日本の地域農業を支えているのは中小規模の農業者である。また、近年は多様な担い手の参画が求められている。</p> <p>日本の農業が持続的に発展していくためには、こうした日本の実情に合わせた中小規模農家への支援施策を充実されたい。</p>
(4) 普及指導体制の強化に関すること	<p>本県の農業改良普及指導員の数が減少している。加えて、現場活動の割合も低下している。</p> <p>多様な担い手の確保が必要と言われている中、時代のニーズに対応した普及指導体制の計画的な整備を要望する。</p>
(5) 女性活躍の場の拡大	<p>農業の持続的な発展には、女性をはじめとする多様な人材の活躍が重要であり、特に女性活躍については、本年6月のG7サミットにおける男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が日光市で開かれたことを契機として、男女共同参画の機運が高まっている。</p> <p>しかしながら、日本は諸外国に比べジェンダーギャップが大きいとされており、政治など方針決定の場への参画の少なさが要因となっている。</p> <p>そこで、女性農業士の認定拡大をはじめ農業委員や農協理事に占める女性の割合増加などを掲げた「第5期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」の着実な推進の強化を要望する。</p>
(6) 水田における飼料生産に関すること	<p>飼料については、輸入リスクの回避や食料自給率の向上を図るため、国内での増産が求められている。一方で、5年以上水張りをしていない水田を水田活用交付金の対象から除外するという方針が示されている。</p> <p>畜産農家にとりブロックローテーション等の実践は困難で、無理に水張りを行えば、トウモロコシなどの畑作飼料に湿害の発生や大型機械での作業性の悪化などを招き、飼料増産の妨げになる可能性があることから、慎重な制度見直しを要望する。</p>

8. 栃木県農業士会

項 目	要 請 の 内 容
1. 生産物価格の適正化に関すること	<p>生産資材高騰の折、農業は他産業と異なり、生産費に応じた価格設定ができない状況が問題となっている。</p> <p>このため、生産費を適正に価格へ転嫁できるような仕組みづくりを要望する。併せて、収入保険制度などのセーフティーネットについても、これに連動した制度の見直しを要望する。</p>
2. 新規就農者の確保に関すること	<p>農最近の新規就農者の傾向は、「自営就農」がほぼ横ばいなのに対し、「雇用就農者」が年々増加し約4割を占めるに至っている。また、自営就農ではその約8割が農家後継者である。</p> <p>こうした現状から、新規就農者の支援に当たっては、雇用就農者と農家後継者のそれぞれに適切な施策を講じることが効果的であるので、以下、要望する。</p> <p><雇用就農者への支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者等の使用者側が雇用についての知識を習得する場の創設 ・ 雇用就農を希望する者（参入意向者含む）へのPRと支援の充実 <p><農家後継者への支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親元就農、同一品目で就農した担い手に対する支援（経営発展支援事業）の一層の充実
3. 普及指導体制の強化に関すること	<p>本県の農業改良普及指導員の数が減少している。加えて、現場活動の割合も低下している。</p> <p>多様な担い手の確保が必要と言われている中、時代のニーズに対応した普及指導体制の計画的な整備を要望する。</p>
4. 水田における飼料生産に関すること	<p>飼料については、輸入リスクの回避や食料自給率の向上を図るため、国内での増産が求められている。一方で、5年以上水張りをしていない水田を水田活用交付金の対象から除外するという方針が示されている。</p> <p>畜産農家にとりブロックローテーション等の実践は困難で、無理に水張りを行えば、トウモロコシなどの畑作飼料に湿害の発生や大型機械での作業性の悪化などを招き、飼料増産の妨げになる可能性があることから、慎重な制度見直しを要望する。</p>

9. 栃木県農業法人協会

項目	要望の内容（現状・理由含）
1. 酪農施策並びに予算について	酪農経営は、円安による輸入飼料の高騰また自給飼料を増やすため稼働するトラクターや作業機械に使用する軽油などの燃料の高騰で、自助努力だけでは追いつかない状況です。自給飼料増産のための支援をお願いします。具体的には購入肥料や種子への補助や免税軽油の增量、自給飼料作付面積への支援や牛に対する金融支援をお願いします。
2. 米価保証について	米の価格が低迷しており、経費を引くと収益が出ない状況です。このような農業政策では次の世代に繋がらず、稲作経営者は減少の一途を辿ることになります。一定の米価補填をお願いしたい。
3. 野菜の価格転嫁について	原材料費や人件費の値上がり分の価格転嫁が出来ない状況です。また、天候不順などにより農産物の市場価格は乱高下しています。経営を安定させるため、「契約栽培」を希望する実需者も多くいますが、契約単価決定には市場相場も考慮して商談を行うため、安値の市場相場を引き合いに出され、価格転嫁が進みません。野菜栽培の再生産ができる価格保証や所得補償を望みます。
4. 肉用牛肥育経営安定交付金の掛け金の免除について	今日のウクライナ情勢や円安等の影響により、配合飼料やエネルギーの価格高騰等の厳しい状況から、緊急措置として肉牛肥育経営安定交付金の掛け金を免除になるように、働きかけいただきたい。
5. 肉用牛売却所得の免税制度の見直しについて	配合飼料やエネルギーの価格高騰等により、肉用牛を売却するための経費が高騰している。免税制度の経費算定の方法も現状を踏まえた上で免税金額を見直ししてほしい。
6. 肉用子牛生産者補給金制度の早期支給について	現状四半期毎に試算され、3ヶ月後に支給されるが、支給時期まで時間が空くため、資金繰り等に悩まされる。1ヶ月でも前倒しで支給できる体制を整えていただきたい。

10. 栃木県農村女性会議

項 目	要 請 の 内 容
1. 農業・農村男女共同参画社会の実現に向けた支援の強化	<p>①第五期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン実現に向けた支援の強化 第五期ビジョンの実現に向けて、推進役となる農村女性団体に対して継続して支援をお願いしたい。</p> <p>また、ビジョンの速やかな実現、さらには、持続可能な社会の実現のために、地域社会や農業団体等の男性主体の組織への理解促進が重要である。</p> <p>そのため、行政機関が活動を支援する農業委員会や認定農業者協議会、県農業士会、経済団体であるが、農村社会で重要な役割をもつJA等への啓発・指導の強化をお願いしたい。</p> <p>②女性の社会参画の促進 県内25市町の農業委員の女性登用率は、今年7月の統一改選により22.26%に増加しました。引き続き、第5期ビジョンの目標登用率30%に向け、市町及び関係団体、農村女性に広く情報提供するなど、一層の支援をお願いしたい。</p> <p>また、JA役員の女性登用についても、女性登用率が現況の9.0%（令和5年6月時点）から目標値15%に早急に到達できるよう、女性の正組合員増、継代、理事等の登用に向け一層の啓発・支援をお願いしたい。</p> <p>さらに五期ビジョンの新たな推進対象の土地改良区の女性理事登用についても関係団体への実効性ある指導並びに啓発等にお力添えをいただきたい。</p>
2. 経営者としての女性農業者への支援強化	<p>①女性農業経営者の育成支援 経営者や農業の担い手としての能力発揮ができるよう農業技術や経営、マーケティング、加えて先進的女性農業者の取組の情報の提供をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、各種研修会に積極的に参加出来るよう家庭内や地域の理解醸成とともに参加しやすい仕組みづくりへの支援をお願いしたい。 <p>②次世代女性農業者の育成支援 近年の就農相談や就農調査の中で女性の相談者や就農者の増加が顕著になっている。この動きを進展させ、就農から定着、農業経営の安定化への継続的な啓発や支援が必要である。</p> <p>そのため、県、市町、農業委員会、JA等一体となって推進できるよう更なる支援をお願いしたい。</p> <p>③地域参画や経営発展を実現するための家族経営協定の推進 経営者としての能力発揮やパートナーシップ型経営の実現のため、有効な手段である家族経営協定を行政を始め、地域で活動する農業委員等関係者が共通認識をもって取り組めるようリーダーシップを發揮していただきたい。</p>
3. その他	<p>①アフターコロナにおける米消費対策強化 アフターコロナの中で、外食の復活など一定の消費回復が見られるようになってきたが、「とちぎ県民ごはんの日」の運動など既存の取組の他、さらなる米消費対策が必要と考える。</p> <p>行政が中心となり、各種宣伝、啓発運動、米飯・米粉利用給食増加等の取組強化、さらには子ども食堂への米の提供など社会的意義のある取組についての行政支援の検討など新たな視点での消費拡大に支援を求める。</p> <p>②肥料・燃料、飼料等の原料不足や価格高騰に対応した農業者等に対する支援の継続をお願いしたい。</p>

1. 河宇地方農業振興協議会

項目	要請の内容
担い手への農地利用の集積・集約化について	<p>農業者の高齢化や減少が進む中、持続可能な生産体制の構築には、担い手の育成・確保を図りつつ、担い手への農地の集積・集約化を加速させることが不可欠である。</p> <p>農地集積の加速化を阻む要因として、離農などにより担い手が不足していることや、耕作条件が悪い水田は受け手が見つからない状況にあるため、下記の支援を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(宇都宮市農業委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 担い手の確保・育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営の安定のため収益性の高い作物への転換等、所得向上への支援。 (2) 基盤整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・水田の大区画化・汎用化および小規模な基盤整備を推進するため農業者負担の軽減支援。
遊休農地の発生防止・解消について	<p>遊休農地は農業・農村の持続的な発展に悪影響を及ぼします。また、有害鳥獣による農作物の被害は農業者の耕作意欲の低下を招くことが懸念されるため、下記の支援を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(宇都宮市農業委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 遊休農地・耕作放棄地対策 <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地を活用して特産物となる作物を生産する事業への支援。 (2) 有害鳥獣の被害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・I C T等先端技術を活用した有害鳥獣対策への支援。
新規参入の促進について	<p>農業従事者の高齢化や減少が進む中、就農希望者においては、農地等の確保、技術の習得、資金の確保など、就農初期に様々な負担が生じます。新たな担い手の育成・確保を進めるには、営農定着に向けたトータルの支援体制が必要であるため、下記の支援を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(宇都宮市農業委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新規就農者支援・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・作物生産の効率化・高品質化に取り組めるよう、技術の習得

	<p>を含めた就農支援。</p> <p>(2) 農業経営の第三者継承への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離農者が所有する農地や農業用施設等の有効活用および栽培技術の継承に向けた支援。
農業委員会事務局の強化	<p>農業委員会は、農地法、農業委員会等に関する法律等により、担い手への農地利用の集積及び集約化、遊休農地の発生防止及び早期の解消、農業への新規参入の促進、農地利用の最適化推進など業務が多岐にわたる。</p> <p>このことから、利害関係者なども多く、複雑かつ困難な業務を積極的かつ適正に遂行するためには、農業委員会事務局を強化しなければならないことは自明である。</p> <p>事務局の強化には、職員の増員が必須であることから、必要な支援措置として、人件費に対する交付金の増額を求める。</p> <p style="text-align: right;">(上三川町農業委員会)</p>
農業委員の負担軽減	<p>農業委員には、農業委員会等に関する法律第8条第5項に「認定農業者」、同条第7項には「委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」と規定されており、若い農業者や女性農業者の登用が求められている。</p> <p>また、担い手の減少、遊休農地の増加及び地域計画の策定など、農業委員に求められる役割や業務が近年増加している。</p> <p>こうした状況下において、働き盛りの若い農業委員や家事をこなす我が国の現実問題として家事負担が男性に比較して多い女性農業委員には負担が重くなることから、積極的に委員になることが出来ない。</p> <p>そのような農業者が進んで委員になることが出来るよう農業委員の負担軽減策を講じるよう求める。</p> <p style="text-align: right;">(上三川町農業委員会)</p>
農地利用最適化推進委員	<p>平成28年の農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員の委嘱が原則として義務付けられた。</p> <p>しかしながら、推進委員が担当する業務が明確でないと考えられる。</p> <p>したがって、推進委員の設置自体を含めて、推進委員の活動内容の再定義など国に対して再考を求めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(上三川町農業委員会)</p>
その他について	(1) 女性農業者等への支援

地域で活躍する農村女性組織や女性経営者は地域の活性化において重要な役割を果たしているため、下記の支援を要望します。

- ・地域で活動する農村女性組織や女性農業者による6次産業化への支援。

(宇都宮市農業委員会)

(2) 地産地消・販路拡大の推進

人口減少に伴う農産物需要が減少する中、農業者の所得および生産意欲の向上を図るために、国内のみならず海外需要の拡大にも取り組むことが必要であることから、下記の支援を要望します。

- ・地産地消を含めた地場産農産物の消費拡大・販路拡大への支援。

(宇都宮市農業委員会)

(3) 生産コスト低減対策

農業経営の生産性を高めるには、先端技術の導入による省力化・自動化が効果的である。また、農業経営を持続させるためには、生産コストの低減が重要であるため、下記の支援を要望します。

- ・先端技術の導入支援。
- ・農業用生産資機材の購入支援。

(宇都宮市農業委員会)

2. 上都賀地方農業振興協議会

項 目	要 請 の 内 容
1. ロシア・ウクライナ紛争の影響による農業経営への支援について	<p>ロシア・ウクライナ紛争の長期化による影響により、農業分野においても、農業用肥料・燃料・資材・輸送コストの高騰や、販売価格の低迷、生産現場の労働力不足による所得の減少等に影響を及ぼしています。国内生産基盤を維持・強化して食料安全保障の確立を目指すため、農業経営者が安心して経営を継続できるよう、物価高騰等に対する助成や支援の予算確保など、より一層の対策が講じられるよう、国への働きかけを要望します。</p> <p>(日光市農業委員会)</p>
2. 圃場整備事業等の推進・拡大について	<p>圃場整備が未整備などの耕作条件が悪い農地は、大型機械が入らないなど農作業の効率が悪いため、集積や集約化がなかなか進まず、遊休農地の増加にも繋がっています。担い手への農地利用の集積・集約化を進めるには、圃場の大区画化や用排水路、農道の整備等、耕地条件の改善が重要と考えますので、未整備地区における圃場整備事業等の支援強化を要望します。</p> <p>(鹿沼市農業委員会)</p>
	<p>圃場整備については、小規模区画を有した地域の実情と機運の高まりを尊重し、圃場整備面積要件緩和の検討、速やかな採択、早期事業着手されるよう要望します。</p> <p>(日光市農業委員会)</p>
3. 担い手対策について	<p>近年の農業行政は大規模経営や企業的経営に重点が置かれてきましたが、農地保全の大半は中小規模の農家が担っています。しかし農家は高齢化が進み、次代の農業の担い手確保が喫緊の大きな課題となっています。中小規模や兼業農家も農業を継承していくける支援策の充実と、U I Jターンの推進、半農半Xなどの地域特性を生かした複合経営など、多様な農への支援を要望します。</p> <p>(鹿沼市農業委員会)</p>

4. 広域的な営農に向けた体制づくりの推進について	<p>米の価格の低迷等により土地利用型農業を続けることが大変厳しい状況にあり、地域の営農を将来にわたって継続する必要があります。そのため、集落営農組織の連携や大規模経営体などの体制づくりの支援強化を要望します。</p> <p>(日光市農業委員会)</p>
5. 鳥獣害対策について	<p>シカやイノシシなどの野生鳥獣による農業被害は深刻であり、懸命に育てた農作物や苗木等が荒らされる被害が後を絶ちません。農業者の耕作意欲を低下させ、遊休農地の増加にも繋がっています。部分的な被害対策では限界があるため、広域的に有効な被害防止策を講じられるよう、林政関係機関との更なる連携と支援を要望します。</p>
	<p>(鹿沼市農業委員会)</p> <p>中山間地域を中心に野生鳥獣による農作物の被害が深刻化しています。農業従事者の耕作意欲が失われないよう、より一層の有害鳥獣捕獲のための対策を積極的に推進するよう要望します。</p>
6. 補助金、交付金等事業について	<p>補助金・交付金等について、制度変更が頻繁に行われており、農業者は対応に苦慮しています。また、変更内容についても、額を減らすための内容であります。そのため、分り易く、農業経営を安定させるような制度を求める。</p>
	<p>(鹿沼市農業委員会)</p> <p>農地中間管理事業における地域集積協力金の対象を、中山間地域以外の営農条件の厳しい地域も同様の取り扱いとし、交付単価を見直すことにより、担い手が営農しやすい環境を整えるよう要望します。</p>
7. 遊休農地の発生防止について	<p>(日光市農業委員会)</p>

3. 芳賀地方農業振興協議会

項 目	要 請 の 内 容
1 遊休農地対策について	<p>(1) 遊休農地の発生防止・解消について 遊休農地の解消を図るため、遊休農地解消支援に係る事業の継続や支援の強化を要望します。 (真岡市農業委員会)</p>
2 地域計画の推進について	<p>(1) 地域計画策定の取組支援について 地域計画の策定や目標地図の素案作成等の取組に支障が出ないようにするために、予算を十分に確保することを要望します。 (真岡市農業委員会)</p> <p>(2) 地域計画の推進に向けた人材の育成・確保について 地域計画の策定および実行は、農業委員（農地利用最適化推進委員含む）が中心となって取組を推進することとしていますが、多くの農業委員は兼務であったり人数も少なく体制は脆弱と言わざるを得ません。 地域の共通課題となる地域計画の達成に向けて必要な人材を確保するための予算措置と地域のリーダーとなる人材の育成・確保を図る措置を講じるよう要望します。 (益子町農業委員会)</p> <p>(3) 地域計画（人・農地プラン）の推進について 昨今、増加並びに多様化する農業委員会関係事務において、市町単位では職員の配置に苦労しており、専門的知識を有する職員も必要となっている状況です。 このため、全国的に問題視されている農業委員会組織の強化を目的として、国もしくは代表機関が中心となり、予算を導入し、各市町へ職員を配置する方向で動いていただくよう要望します。</p> <p>【意見】 町単位で職員の募集を行っても、専門性や技術の面等でなかなか人材が見つからず、また、様々な制約があるため配置に繋がらない。 「国が人材派遣業者と委託契約を行い、専門知識を有した人材を市町へ派遣（配属）する。」のような抜本的改革がない限りは、市町（特に地方）の農業委員会組織の強化には繋がらないのではないか。 (市貝町農業委員会)</p>

	<p>(4) 農地利用最適化推進委員に係る制度改正について 中山間地域等の小規模な自治体では、農業委員と農地利用最適化推進委員の任務や役割に実質的な差がなく、より機動的かつ一体的に活動するためにも、農地利用最適化推進委員の設置を任意とし、実態に合わせて農業委員に一本化することも選択できるよう制度改正を要望します。</p> <p>(茂木町農業委員会)</p>
3 担い手対策について	<p>(1) 担い手不足の解決に向けた施策の展開について 地域農業の担い手不足の大きな要因となっている、所得・収入の確保を実現できる施策の展開を要望します。</p> <p>(益子町農業委員会)</p>
	<p>(2) 農業後継者等が希望持てる農業の確立について 中山間地域では、高齢化や担い手不足による農地の維持、農業者の確保が困難となっています。 農業所得の向上と安定はもちろんのこと、農業後継者や新規就農者が将来に希望を持って農業に取り組めるよう、安定的かつ魅力ある施策の展開を要望します。</p> <p>(茂木町農業委員会)</p>
	<p>(3) 農業従事者の確立及び継続支援について 中山間地域等を含む地方の市町において、高齢化や担い手不足が深刻であり、農業の継続が困難となっております。 また、新規就農したが、経営難等の理由により、数年で離農してしまうなどの問題もある状況です。 現行の農業所得の向上ならびに安定化に対する支援策は、今後も継続していただくとともに、農業後継者や新規就農者（半農半Xの農業者を含む）が希望を持ち、就農後継続できるような、魅力ある施策の展開を希望します。</p> <p>(市貝町農業委員会)</p>
	<p>(4) 新規就農者向け情報の拡充支援について 新規就農者に話を聞いていく中で、苦労したのは「土地・家・農機具」といわれることが多くあります。 栃木県内でも、昨年度より新規就農支援サイト「トチノ」が始まり、徐々に情報発信が可能になってきてはおりますが、今後さらに情報発信に力を入れていただきたく、新規就農対策の拡充を要望します。</p> <p>(市貝町農業委員会)</p>

	<p>(5) 農業担い手育成対策並びに後継者の受け入れの強化</p> <p>農業の特徴を活かした持続的な発展を図るためにには、地域における担い手の確保が重要です。次世代を担う意欲ある者が安心して就農できるよう、更なる支援策を講じ、農業担い手の確保・育成を図ることを要望します。</p> <p>(芳賀町農業委員会)</p>
4 農村振興対策について	<p>(1) 中山間地域等の振興対策について</p> <p>中山間地域は、水資源の確保や国土の保全に大きな役割を果たす一方で、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加が顕著となっていることから、将来にわたって農村の多面的機能や農地が保全されるよう、中山間地域等に対する振興施策の一層の充実を要望します。</p> <p>(茂木町農業委員会)</p>
	<p>(2) 鳥獣被害防止対策の促進について</p> <p>有害鳥獣による農産物の被害は、豚熱等の影響によりイノシシの被害が減少しているものの、アライグマ、ハクビシンの被害は拡大していることから、被害防止対策や捕獲対策の強化など必要な措置の拡充を要望します。</p> <p>(茂木町農業委員会)</p>
5 太陽光発電施設に対する規制について	<p>(1) 営農型太陽光発電施設に対する制度的措置について</p> <p>パネル下の農地における適切な営農の確保と不適切な利用防止のため、地域で栽培実績のない作物については、事前の実証栽培を法令で義務付けることを要望します。</p> <p>また、事業の継続性を把握できるようにするため、収支計画書と実績報告書の提出も同様に法令で義務付けることを要望します。</p> <p>(真岡市農業委員会)</p>
	<p>(2) 農地転用後の太陽光発電施設の管理規制指導等の徹底について</p> <p>近年、農地を高値で処分できることなどから、耕作放棄地や不在地主の農地が太陽光発電事業者に売買され、急速に太陽光発電施設が増え続けています。</p> <p>しかし、農業委員会では農地転用を許可したものの、一部の施設では管理が不十分で草が繁茂し、景観や害虫、獣害、雨水の流出等、近隣農地等へ悪影響が出ているとの相談を受けています。</p>

	<p>改正FIT法では、メンテナンスや保守点検を義務付けているものの適正な履行につながっていない現状も見受けられます。</p> <p>そのため、施設の周辺農地等への影響が及ぼないよう、事業者への管理規制など更なる指導の徹底を図られるよう要望します。</p> <p>(茂木町農業委員会)</p>
	<p>(3) 営農型太陽光発電の運用について</p> <p>営農型太陽光発電は、営農と発電を両立させることにより、農業者の経営安定・収入拡大による農業経営の更なる発展等を目指した取組ですが、水田地帯に普及拡大を図ると景観が悪くなり、田園地帯のイメージ低下につながると思われます。そして、下部農地の収益が減少している案件があるなど様々な課題を抱えています。</p> <p>つきましては、国・県とも連携して課題を解決していくだけるよう要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全国的な実態調査の実施などにより地域の実情を把握し、課題解決等の事例を提示すること。 ② 発電目的の営農型太陽光発電を規制するための農地転用許可基準の改正とその具体的な運用基準を提示すること。 ③ 耕作放棄地又は縁辺部のみ許可をする等の許可基準の見直しを行うこと。 <p>(芳賀町農業委員会)</p>
6 農地法第3条許可の適正化について	<p>(1) 農地法第3条許可の適正化について</p> <p>農地法第3条の下限面積要件の廃止に伴い、従来以上に許可基準の厳正な運用が求められていることから、国は照会があつた個別事案について適切に対応し情報共有を行うことを要望します。</p> <p>(真岡市農業委員会)</p>
7 米作生産者への支援について	<p>(1) 米作生産者への支援について</p> <p>年々主食用米の需要量が全国的に減少し、米価の価格が下落することで、農業者の耕作意欲が低下しています。農業者を守り、農地を保つためにも、主食用米の生産者への持続的な経営支援、飼料用米や加工用米への作付け支援、啓発活動等の米の消費対策を要望します。</p> <p>(茂木町農業委員会)</p>

8 土地改良事業の推進について

(1) 土地改良事業の推進について

農業の担い手が減少していく中、農業を守るために、農地を大区画化することで効率よく農作業ができるよう整備していくことが重要です。

特に、小区画の農地は耕作者がおらず、耕作放棄地となってしまうことが懸念されます。

つきましては、より多くの地域で土地改良事業によるほ場整備を行い、農地の大区画化を図ることを要望します。

(芳賀町農業委員会)

4. 下都賀地方農業振興協議会

項 目	要 請 の 内 容
1 農業施策 (1)遊休農地対策について	<p>水田活用の直接支払交付金制度の見直しにより、今後5年間で一度も水張りが行われない農地を交付対象外とする方針については、特に井戸ポンプが使用できない陸田や獣害が多発している中山間地において、遊休農地の増加を促進させるのではないかと危惧している。</p> <p>水田活用の直接支払交付金制度の見直しについては、地域の実情や課題を十分に把握した上で、不安を抱いている農業者への十分な説明のもと進めるよう要望する。特に水田を畑地化した場合、中山間地においても農業者の所得が確保され、再生産が可能となるような対策を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(栃木市農業委員会)</p>
	<p>耕作放棄地の再生のため、貸出用乗用草刈り機の導入費・維持管理費・修繕費についての支援を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(下野市農業委員会)</p>
	<p>耕作者の減少や非農業者の農地相続、相続人不在農地など、耕作放棄地の増加がみられる。また、高齢化により除草作業ができない人が増加しているため、耕作放棄地解消及びその後の農地管理を担う受け手の確保と、両者をつなぐ仕組みづくり及び経費助成を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(壬生町農業委員会)</p>
(2)適正な農地の利用について	<p>農地法改正に伴う下限面積の撤廃により、誰でも農地取得しやすくなつたような誤解を招いており、多方面より農地取得についての問合せが増加して対応に苦慮している。安易な転用・転売を防止し、農地の適正な利用を維持するために、農業委員会事務局や農業委員が理解できるよう、マニュアル化して考え方を示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(下野市農業委員会)</p>
(3)野生鳥獣の被害対策について	<p>野生鳥獣による農作物被害は、農家の営農意欲を減退させ、離農の増加、耕作放棄地の増加につながりかねない。</p> <p>イノシシの住処となる河川区域の雑木、竹林の伐採除去などにより被害は減少しており、継続して実施されるよう要望する。</p> <p>新たな被害発生防止のためには、再び雑木・竹林の繁茂する状況にならないよう、維持管理をしていく必要がある。伐採除去後の整地については維持管理のしやすさを重視し、鳥獣被害対策協議会等の地元組織が草刈り等に協力できる体制を整える等、御配慮いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(小山市農業委員会)</p>

項 目	要 請 の 内 容
	<p>栃木県での鳥獣による被害は減少傾向がみられるが、遊休農地等鳥獣が棲み処とできる土地の近隣では特に被害がみられる。被害が多いと耕作者の耕作意欲低下につながる恐れがあり、また、農業者の高齢化が進み鳥獣被害対策の実施が難しい場合もあるため、対策の強化・拡大を要望する。</p> <p>(壬生町農業委員会)</p>
(4) 圃場整備の推進について	<p>圃場の未整備地区では、小区画の農地が多く、農道も狭いため、大型機械が入れず、生産性が上がらないことから、担い手が見つかりにくい。また、農地の大区画化や担い手への農地集積・集約化を進める上で境界を示す空木（境界木）が支障となっている。</p> <p>作業の効率化と生産性の向上のため、圃場の大区画化、用排水路の整備、農道の整備に対する支援と併せて空木（境界木）に代わる地中マーカー（埋設杭）の活用支援を検討願いたい。</p> <p>(小山市農業委員会)</p>
(5) 農産物の価格設定について	<p>社会全体がコロナ禍から脱却し、日常を取り戻してきているが、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や円安による生産資材の高騰等、農家の収益が大幅に減少している。このような状況のもとにおいて、担い手が安心して農業に取り組める環境を作らなければ、離農が加速化し、就農者も増えず、耕作放棄地が増加する可能性がある。農業経営の安定のため、感染症や国際情勢等、価格変動の影響を受けても生産コストを割り込まない農畜産物の価格設定が行われるよう、県から国への働きかけを要望する。</p> <p>(小山市農業委員会)</p>
2 担い手対策	
(1) 農地の利用集積について	<p>基盤整備事業未実施地区において、農地集積を進めるため地元農業者を中心に基盤整備事業実施へ向けた推進をしているが、採択条件等が厳しく事業に着手できないため、集積が進まず、耕作放棄地が増えている現状となっている。</p> <p>また、農地中間管理機構の事業活用に関して、事業要件を満たさない、10年間という長期の貸借期間がネックとなり合意が成立しない、といった事例が見受けられる。</p> <p>については、基盤整備事業及び農地中間管理事業の採択条件の緩和並びに手続きの簡素化について検討いただきたい。</p> <p>(栃木市農業委員会)</p>

項 目	要 請 の 内 容
(2)新規就農支援対策について	<p>新規就農希望者にとって、実際に就農できるまでの時間や資金等、ハードルが非常に高いと思われるため、インターナシップや専門のアドバイザー制度などの検討を要望する。</p> <p>併せて、スマート農業などの先端技術で作業の省力化や軽労化が図れること等を広くPRし、新規就農に興味を持つ人の確保を図るとともに、持続可能な農業の取組を実現するため、栽培技術及び農業経営等の学びの場を増やすことを要望する。</p> <p style="text-align: right;">(栃木市農業委員会)</p>
	<p>高齢化による離農が進む中、生産基盤を維持し、農業を持続可能な産業としていくため、意欲ある担い手や新たに農業を志す者への支援体制の強化として、以下の内容を要望する。また、意欲ある担い手や新たに農業を志す者が、県事業を最大限活用できるよう、わかりやすく得やすい情報提供と、問合せ・相談先の周知体制強化を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大や生産設備拡充に対する補助 ・農業経営確立、販路拡充に向けた支援と情報提供の充実 <p style="text-align: right;">(小山市農業委員会)</p>
	<p>農業を促進したい、継続したい若者向けに、所得安定や補助制度の更なる充実を図り、支援の層を厚くするとともに、県事業を活用できるよう、要件の明確化を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(下野市農業委員会)</p>

5. 塩谷地方農業振興協議会

項目	要請の内容
1 担い手について	<p>近年、農業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻により、肥料、燃料、資材価格が高騰し、さらに交付金単価の値下げや販売価格の不安定化、自然災害の増加など農業経営を継続するには大変厳しい状況であります。</p> <p>また、高齢化による中山間地の離農は深刻な問題であります。平野地の離農の場合は、大規模化によりほ場を守るのが限界であり、中山間地では、平野地の倍以上の維持費がかかります。</p> <p>中山間地を守るために行政の手厚い政策が無いと無理であると考えております。</p> <p>地域の現状を確認し、担い手となる若者などの意見等を十分に反映した政策を要望いたします。</p> <p>(矢板市農業委員会)</p> <p>地域の安定的な生産体制を維持するため、労働力不足の解消に向けた担い手の育成を目的とする、若者等に魅力ある施策を展開し、より一層の支援を要望します。</p> <p>また、農家の後継者育成に対する支援策を講じられるよう要望します。</p> <p>(さくら市農業委員会)</p>
2 農地保全、遊休農地発生防止・解消対策について	<p>遊休農地解消に係る事業の拡充、及び遊休農地の解消に結びつく新たな施策の創設を要望します。 (さくら市農業委員会)</p> <p>(塩谷町農業委員会)</p> <p>耕作放棄地の再生と新たな耕作放棄地を出さない施策の充実を要望します。</p> <p>所有する農地の管理を理由なく怠り、荒廃化させた者への強制力を伴う指導、罰則の実施について要望します。</p> <p>従来は耕作者個人が水路、畦畔等の除草等管理をしてきたが、農地の集積・集約化による管理箇所と面積の増加により、少人数での対応が困難になっている。また、休耕・調製農地の管理も同様であり、遊休・荒廃化が懸念される。耕作者や土地所有者のみの問題ではなく、地域の問題として解決できる施策だと考えます。</p> <p>(高根沢町農業委員会)</p>
3 有害鳥獣対策について	<p>作付けしたものが被害を受け、出荷や、収穫もできない状態になっております。被害は、水田だけにとどまらず野菜などに</p>

	<p>も被害が出ています。被害がなくなるような政策を要望いたします。</p> <p>(矢板市農業委員会)</p>
4 防災・減災対策について	<p>近年の農業資材の価格高騰等に加えて、異常気象等による農業への被害が増加しており、農業者の負担が増えてきている状況にある。今後このような状況が続くようであれば、離農者の増加が危惧されます。</p> <p>農業者が将来的にも安定した営農ができるように、自然災害を未然に防ぐ取り組みや、被災した場合の支援の充実を図るよう要望します。</p> <p>(さくら市農業委員会)</p>
5 米政策について	<p>近年、豪雨や暴風、降雹などの自然災害による農業被害が多発していることから、水利施設等の計画的な機能保全対策、「防災重点ため池」の点検整備など防災・減災のための対策や被災した場合の早期復旧に向けた支援対策を充実されるよう要望します。</p> <p>(塩谷町農業委員会)</p>
6 燃料高騰対策について	<p>昨今の物価高にも関わらず米価への転嫁が無いため、市場への米の安価な供給は保たれているが、生産コストを補填する施策の実施が急務と考えます。</p> <p>米の余剰による米価下落を防ぐため、米や加工品の海外輸出を増やす等、県独自の施策が必要と考えます。</p> <p>(高根沢町農業委員会)</p>
7 地域計画等の作成支援について	<p>燃料価格の高騰が今後も見込まれます。農業経営を継続するには大変厳しい状況でありますので、燃料高騰対策となる政策を要望いたします。</p> <p>(矢板市農業委員会)</p>
8 その他	<p>農業経営基盤強化促進法等の改正により、「地域計画」が法定化され、農業委員会による目標地図の素案作成が義務付けられました。一筆ごとに農地の出し手・受け手の意向を踏まえた素案の作成はかなりの業務負担となることから、財政的・技術的な支援の拡充を要望いたします。</p> <p>(矢板市農業委員会)</p> <p>少人数での労働力による農地の集積・集約化には、従来の機械化では不十分。スマート化への移行が必要だが、未だ高コストである。行政か農協による機器のレンタル事業の実施を求める（生産資機材導入への支援策の拡充）</p> <p>(高根沢町農業委員会)</p>

6. 那須地方農業振興協議会

項目	要請の内容
1 有機肥料について	<p>本県は、日本で2番目に酪農が盛んであり、多くの農業者が畜産業を営んでいる。そのため多くの家畜ふん尿が排出されているが、この排泄物を利用して適切に堆肥化し、農地に還元することは最も重要であると考える。</p> <p>また、昨今、農業用肥料の価格高騰が続いているため、生産者の経済状況を圧迫しており、肥料高騰解消は必須と考える。</p> <p>ひいては、家畜ふん尿の活用及び肥料高騰解消のためにも畜産堆肥を利用した資源循環型有機肥料生産工場等の建設を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(大田原市農業委員会)</p>
2 新規就農者への支援等について	<p>規就農希望者は就農するにあたり、さまざまな不安を抱えている。就農希望者に対し、経済的支援、物質的支援のみならず、情報提供やアフターフォローなどのソフト面支援の充実を要望する。</p> <p>(1) 就農発心から経営始動までの事例の情報発信及び就農支援相談窓口の更なる充実</p> <p>(2) 次世代の後継者がいない農業経営者と新規就農者との合致</p> <p style="text-align: right;">(大田原市農業委員会)</p>
3 米価格下落対策及び補助金の増額について	<p>米の販売価格の下落が止まるところを知らない。赤字稻作が継続されており、それが引き金となって若年層の農業離れが顕著である。次世代の担い手確保のためにも経済的支援を要望する。</p> <p>(1) 米価を30kgで1万円以上になるよう価格補填</p> <p>(2) 肥料、農薬、燃料等の補助金の増額</p> <p>(3) 農業機械購入の補助金の増額</p> <p style="text-align: right;">(大田原市農業委員会)</p>
4 条件不利農地に対する支援について	<p>農家の高齢化に伴い、不整形や狭小等条件の悪い農地や中山間地域などの農地については、遊休化が進んでいる現状が見られますので、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 条件不利農地の改善事業の拡充について</p> <p>条件不利農地に関し、大規模な土地改良は地権者の同意等に時間や多くの予算を要すので、受益戸数が少數や簡易な区画整理、農道整備等が行えるよう、耕作条件改善事業の要件緩和や利便性の向上、また独自の補助制度の創設など支援の拡充を要望します。</p> <p>(2) 農地バンク事業の借入要件の緩和について</p> <p>条件の悪い農地については、貸付の意向がある場合も、農地バンクの借入要件に合致せず農地バンクの利用ができません。</p> <p>また、このような農地は、一般的の貸借も難しく、やがて遊休農地になってしまいうことが危惧されるため、事業の利便性を向上し条件の悪い農地の借入要件の緩和を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須塩原市農業委員会)</p>

項目	要請の内容
5 農業後継者の育成・確保対策の拡充について	<p>農業者の高齢化が進んでおり、後継者の確保が課題となっています。持続可能な農業を継続していく上で、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 農業後継者の育成・確保対策の拡充について 農業後継者の育成に、親元就農者等幅広い新規就農者が安心して農業を始めることが出来る、就農から経営確立まで長期的な経営支援等の政策支援の拡充を要望します。</p> <p>(2) 多様な農業人材の育成について 地域における持続的農業生産の確保には、地域の担い手による農地の集積・集約化を目指す現在の施策を進める一方、農業や農村を実質的に下支えしている中小経営農家に対し、農地保全や集落機能の維持等に関する多面的機能保全等の現行施策から、中小農家が兼業農家として生き残れる更に踏み込んだ施策の立案を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須塩原市農業委員会)</p>
6 農業経営に対する支援について	<p>農業資材等の高騰への対応策について 資材、燃油、穀物、肥料等価格の高止まりが続くなか、生産物の価格については、転嫁が行われない状況が続いており、生産を続けるほど赤字となり、農家の生産自助努力は限界に達しようとしています。</p> <p>農業の持続性、食料の安定供給、農村社会の維持のため、農業用肥料・資材・飼料等のより具体的な高止まり対策の継続的実施を強く要望します。</p> <p>併せて、生産物の価格を上昇させ、農業経営を安定できる効果的な支援策の創設も要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須塩原市農業委員会)</p>
7 鳥獣害の対策について	<p>個人での被害対策には限界があり、将来に渡って安心して農業経営ができるよう、次の事項について要望します。</p> <p>広域での鳥獣被害防止に係る対策について 農業や森林を守るために、鳥獣被害防止推進体制や農業者自らが捕獲する捕獲体制の体制作り、侵入防止柵の設置による防護対策、鳥獣を集落に入り込ませない集落単位での環境整備など、集落ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策が必要であると思います。併せて、広範囲での捕獲や被害の防止対策について、施策の検証や見直しを継続的に進め、引き続き着実に推進していくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>
8 水田農業に対する取組みについて	<p>(1) 水田農業の施策について 日本の農業の基本は稻作農業であり、水田農業である。減反により畑作物の生産に取り組んでも、必要なときに主食の米作りに転換できるよう配慮し、政策的に支援すべきであると考えます。自国の食糧安全保障の安定をさらに考慮し、備蓄米の増量を進めるよう国に要望していただくよう要望します。</p> <p>(2) 水稲の新品種育成について 後継者が不足し、担い手の高齢化が進んでいることは、水稲の所得が低く</p>

項目	要請の内容
	<p>儲からないことが一因と思われます。</p> <p>他県ではブランド品種が育成されて有利販売につなげ、本県より多く輸出されている県があります。</p> <p>つきましては、他県の新品種より優れ、良食味で超多収など、輸出に向いた品種育成を要望します。加えて、水稻育種事業の予算増額を要望します。</p> <p>(3) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて</p> <p>水田活用直接支払交付金の見直しにより、今後5年間に1度も稲の作付けをしない場合は、2027年度以降は交付されないことになりました。</p> <p>これまでの減反施策により、水道ポンプの撤去などで水利用ができなくなった農地が一定数ある状況です。せっかく他の高齢者などから預かった農地を出し手に返還することになれば、農地の集積化が後退するだけでなく、耕作放棄地が増えることが懸念されます。</p> <p>つきましては、農地の集積化の促進及び遊休農地の解消のためにも、制度の見直し検討を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須塩原市農業委員会)</p>
9 有機農業への使用農薬の認定範囲の拡充について	<p>農林水産省は「みどりの食料システム戦略」で、2050年までに有機農業の面積割合を1/4にする目標を進めています。有機農業は地球温暖化防止や持続的生産、食料の安全保障に寄与する農法ですが、化学肥料や化学農薬の不使用は生産が安定しません。</p> <p>つきましては、有機農業で使用できる特定農薬の認定範囲の拡大を国に上申することを要望します。また、県には特定農薬の使用法や有機栽培の指導、管理機械、有機物の購入、販売先の開拓等の補助事業新設を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須塩原市農業委員会)</p>
10 担い手の育成対策	<p>農業後継者対策として、担い手の育成や新規就農及び親元就農をより一層推進するため、就農支援の充実と就農後における実践的・継続的なサポート体制の強化を要望する。</p> <p>併せて、営農安定のため地域にあった農作物の選定や価格の安定に対する価格補償等の支援を要望する。</p> <p>また、農業後継者への結婚支援を強力に推進されるよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>
11 農業と観光対策について	<p>農業と観光の組み合わせによるグリーンツーリズム（農業体験・農家民宿・農家レストラン）事業に対し、県指導による取組、PR活動を行なうとともに、グリーンツーリズム取組農家への支援を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>
12 生産振興対策について	<p>ウクライナ情勢を背景に、円安などの影響もあり、燃油、穀物、肥料原料などの価格高騰が続いている。栃木県でも緊急対策として農業者等への支援を行なうとしているが、経営安定に向けた追加対策や、安定運用に向けた十分な予算確保を要望する。</p>

項目	要請の内容
	<p>また、米の転作作物として飼料用稻、飼料用米の生産が推奨されているが、土地利用型農業に対する大規模面積を消費できる作物の推進、作物に対する助成金等の施策を要望する。</p> <p>収益性の高い畜産経営確立のため、草地畜産基盤整備事業及び畜産クラスター事業の着実な推進と予算確保など、自給飼料の生産・利用拡大や規模拡大のための支援を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>
13 農業基盤整備対策について	<p>基盤整備事業については、山間地のため工事費が嵩む等の問題があり、事業が進んでいない現状にあるため、事業採択にあたり中山間区域の拡大及び条件緩和を図るよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>
14 有害鳥獣対策について	<p>有害鳥獣による農作物被害を減少させるため、ICT技術の促進と導入に向けた支援を要望する。</p> <p>有害鳥獣対策を目的として、狩猟免許を取得する者に対し、免許取得時、更新時や獵具等の経費を補助し、取得者が継続して対策にあたれるよう支援を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>
15 地域計画について	<p>当事務局は少人数であり、目標地図案作成や地域会合支援に対するマンパワーが足りない状況である。よって、職員増員や業務の外部委託等に対する予算措置を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>
16 県から国に対して要望されたい事項について	<p>2011年福島第1原子力発電所事故に起因する放射性廃棄物の処理については、国が責任をもって最後まで対応していくよう要望する。</p> <p>国道の道路区域における農地に面した法面について、害虫防除及び農業者の安全確保のため、定期的な除草等を行うなど、適正な維持管理が図られるよう要望する。</p> <p>水田活用の直接支払交付金に係る交付対象要件について、「今後5年で一度も水張りしなかった水田」は交付対象外とする方向としているが、これは、農地の集積や遊休農地の解消を妨げる一因になっているため、交付対象となるための要件を緩和するよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>

7. 南那須地方農業振興協議会

項 目	要 請 の 内 容
1 農地等利用最適化推進について	<p>農業委員と農地利用最適化推進委員とで連携し農地利用の最適化に隨時取り組んでいるが、農地の集約化が現実的になかなか進展していない。国の担当者には各地域に赴き、農地利用の最適化に向けた具体的な対策支援及び事業について指導いただくことを強く要望する。</p> <p>また、農地中間管理事業については、さらなる要件の緩和等による貸借しやすい環境の整備に努めていただくよう働きかけを要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須烏山市農業委員会)</p> <p>担い手への農地の集積を図るため、借り手に対する奨励金制度等の創設・充実を図られたい。</p> <p>中山間地域は立地条件が悪く、耕作不利地が多いので、平地との格差を設けた施策が必要であり、農地の集積・集約化を進めるにあたっては、地域の実状に即した方策を講じられたい。また、農地中間管理事業など貸し手への支援策については、継続できるよう県単位での補助制度を創設されたい。</p> <p style="text-align: right;">(那珂川町農業委員会)</p>
2 耕作放棄地の発生防止・解消について	<p>耕作放棄地の増大は喫緊の課題であります。農村の環境を守る観点から、中山間地域の農家に対して、耕作放棄地の発生防止、解消対策について具体的な（例えば、以前にあった伐根時における国庫補助等）支援対策及び支援事業を講じていただけるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須烏山市農業委員会)</p> <p>農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、耕作放棄地の発生防止・解消には、担い手農家の育成や集落営農の取組強化、新規参入の促進が必要であるため、地域農業を守る多様な担い手の育成支援策を引き続き講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">(那珂川町農業委員会)</p>

3 担い手の確保育成について	<p>農業従事者の高齢化及び後継者不足が深刻な状況下において、意欲ある後継者とりわけ親元就農者に対しての、補助制度の充実をお願いします。また、農業に意欲ある方々が容易に農業に取り組めるような制度（助成等）の確立と十分な補助制度の予算措置が図られるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">（那須烏山市農業委員会）</p>
4 鳥獣害対策について	<p>新規参入を希望しても農地の確保や技術の習得、資金の確保などが障壁となっている。新規参入後も、地域にとけこみ安定した営農ができるよう、新規就農者育成総合対策等の継続的な予算の確保及び生産技術や経営管理能力の向上に向けた取組みへの支援措置を図られたい。</p> <p>また、遊休施設や遊休機械などを有効利用できる施策の充実を図られたい。</p> <p>中山間地域では、有機農業者の参入が期待できることから、技術の習得の場や販路の確保等の支援策を講じられたい</p> <p style="text-align: right;">（那珂川町農業委員会）</p>
5 その他	<p>有害鳥獣による農作物の被害は近年増加傾向にあり、被害の経済的打撃は農業者の営農意欲を減退は、遊休農地増加の原因となっている。</p> <p>遊休農地の増加により、イノシシの出没が増え危険なため、緊急な対策が必要であり、電気柵等設置のための補助金等の支援について要望する。</p> <p>さらに、国や県の連携による市町を越えた広域的な有害鳥獣対策の拡充を要望する。</p> <p style="text-align: right;">（那須烏山市農業委員会）</p> <p style="text-align: right;">（那珂川町農業委員会）</p>
	<p>水田営農対策については、平成30年産から生産調整対策の見直しが行われたが、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう経営所得安定対策等の継続や県独自の支援策を要望する。</p> <p>また、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて（5年水張りルール）。生産調整対策での休耕田を利用し麦、大豆等の作付けを行っているものであり、土地改良区の中でも水廻りが良くない場所を選んで耕作を行っております。このルールが進んでいくと、土地改良区からの脱退者が増加し、加入者の負担金の増加と同時に、昨今の米の買取</p>

単価の低下や肥料や燃料費の高騰等と相まって、ますます離農者が増加し、日本の農業が衰退の一途をたどると考えられる。見直し改善を強く要望いたします。

(那須烏山市農業委員会)

食料の自給率向上のため、安定的に農産物を生産し、安心して農業を営むことができるよう施策を講じ、農作物の販路拡大、価格の向上と安定を図られたい。特に、主食用米の需給調整のための他作物への転換にあたっては、県独自の補助制度の充実を図られたい。

資材・飼料・燃料等の生産費の高騰に対する支援策を講じられたい。

担い手農家だけでなく、兼業農家や小規模農家への支援措置を行うなど画一的な制度ではなく規模や立地などの条件を考慮して施策を講じられたい。

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度の内容の充実と制度の継続を図られたい。

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた農畜産物の事業者への所得補償等の支援を図られたい。

スマート農業の更なる推進を図られたい。

太陽光発電施設用地への転用後の除草について、除草剤の使用制限等の指導を徹底されたい。また、施設を設置してから20年後、放置されることがないよう施設更新及び撤去に対し、指導の徹底への働きかけをお願いしたい。

(那珂川町農業委員会)

農振除外について、申請から完了まで早くても約6か月の期間が必要となっているので、適正なガイドラインを整備したうえで、この期間の短縮を要望します。

(那須烏山市農業委員会)

8. 安足地方農業振興協議会

項目	要請の内容
中山間地域への支援について	<p>・県知事特認の中山間地への支援について 既存の各種補助事業では、補助を受けるための様々な要件が設定されています。しかし、特認地域はそうした要件を満たすことが難しく、補助事業の対象となりません。したがって、既存の補助事業とは別枠で、特認地域の特性を生かした新たな補助事業の創設を要望します。</p> <p>中山間地域では、未整備の狭小な農地が多いなど、営農条件が不利であるため、耕作が敬遠されます。多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の対象とならない地域の支援等を要望します。</p> <p>(佐野市農業委員会)</p>
遊休農地対策について	<p>農業者の高齢化による担い手不足により、遊休農地の発生が懸念されます。少しでも遊休農地の発生を防ぐために、まずは除草作業を進めるための機械等のリース等物的支援や人的支援等の充実に対して独自の助成制度を設けるなど、農業基盤の強化を要望します。</p> <p>(佐野市農業委員会)</p>
県知事特認の中山間地への支援について	<p>農業用機械の導入や施設の整備に関する既存の各種補助事業は、農振農用地区域内であることや、農地集積を行うことが事業要件として定められている。しかし、特認地域はその性質上、こうした要件を満たすことが困難であり、既存の補助事業の対象とならず、知事特認を受けても特段のメリットが感じられない。そのため、既存の補助事業とは別枠で、特認地域の特性を生かした新たな補助事業を創設するなど、特認地域に特化した農業振興策を推進されたい。</p> <p>(足利市農業委員会)</p>
農地中間管理事業について	<p>農業経営基盤強化促進法の一部改正により、旧農用地利用集積計画（利用権による貸借）が農用地利用集積等促進計画（農地バンクを介した貸借）へ統一元化されるに当たり、事務処理の簡素化を要望する。</p> <p>旧農用地利用集積計画に基づく利用権による貸借では、申出書1枚で対応が可能だが、現バンク事業では、契約書以外に揃える書類（貸付け申出書、全部事項証明書、貸付けチェック表、借受けチェック表、借受け者選定理由書、集積図面）等が多く、また各書類にそれぞれ申請印及び捺印が伴うため、押印が漏れ</p>

	<p>ていた場合に対応が必要となるなど、書類の調製と事務処理に膨大な時間と労力がかかる。数百筆の利用権を更新する月もあり、これらを農地バンクへ切り替えるとなると、事務処理が追い付かないことが懸念される。</p> <p>栃木県農業振興公社においては、業務量に見合った体制を構築できるよう十分な予算措置を講じるとともに、農業委員会との連携強化が図られるよう、現地コーディネーターが全市町に配置されるよう、万全の人員体制を確保いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(足利市農業委員会)</p>
圃場整備に対する支援について	<p>足利市では、百頭・県（あがた）地区における圃場整備事業を進めており、圃場の大区画化の実現に向けて、地元農業者と関係機関が連携し、事業採択へ向け取り組んでいる。引き続き、圃場整備事業の推進と支援強化をお願いしたい。</p> <p>また、圃場整備事業の実施にあたっては、予定区域内にあるハウスの移転費用対策が懸案となることが多い。足利市は施設園芸農業が盛んであることからハウスの数が多く、圃場整備事業の枠内で移転費用を負担すると、圃場整備の費用対効果が著しく低下してしまう。そのため、圃場整備事業とは別枠で、移転費用に対する補助制度の創設をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">(足利市農業委員会)</p>
資材・肥料の高騰対策について	<p>ウクライナ等の国際情勢による影響から、資材・肥料の価格は高騰し、高止まりの状況が長期にわたって続いている。現状で国が設けている制度は、直近1年間の平均価格を基準として、急騰時に差額を補填するものであり、価格の高騰が長期化した場合、基準価格が上昇することで補填額が少なくなり、十分な支援が受けられなくなる。そのため、一部都道府県ではすでに実施しているように、高騰前の価格を基準として価格上昇分を支援するような仕組みを作り、長期的な価格高騰に対しても安定的な農業経営ができるよう、万全な対策を実施されたい。</p> <p>また、化学肥料の代替として有効な資源である堆肥と稲わらの資源循環について、水田活用交付金等により利活用がより一層促進されるよう、施策を実施していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(足利市農業委員会)</p>

